鳥取市環境審議会（平成２６年度第３回）　議事録

１．日　時　平成２６年１０月３１日（金）１３：３０～１４：３０
２．場　所　鳥取市役所本庁舎６階第１会議室
３．出席者　（委員）
　　岡崎会長、房安副会長、榎委員、杉本委員、佐々木委員、竹本委員、山内委員、牛尾委員、手島委員、平尾委員
　（事務局）
　　植村次長、牧課長、米村参事、鈴木課長補佐、川上係長、房安主幹、藤井主任
４．審議事項
　（１）一般廃棄物処理手数料の見直しに係る答申について
　　① 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）
　　② 可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）
　　③ 大型ごみ処理手数料
　　④ 特定家庭用機器廃棄物処理手数料
　　⑤ 動物の死体処理手数料
５．議事録署名委員選出　手島委員、平尾委員
６．議事概要　以下のとおり（注：発言内容は一部要約して掲載しています）

発言者	発言内容
事務局	定刻になりましたので、只今から、平成２６年度第３回鳥取市環境審議会を開会いたします。
植村次長	（あいさつ）
会長	（あいさつ）
事務局	それでは、これ以降の進行につきましては、岡崎会長に議長をお願いいたします。
会長	それでは、審議会日程３番目は議事録署名委員選出となっています。今回は、手島委員、平尾委員にお願いしたいと思います。よろしいですか。 ４番目の議事に入ります。一般廃棄物処理手数料の見直しに係る答申について、①可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）について、事務局から答申（案）についてご説明ください。
事務局	（説明）
会長	ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見、あるいは確認その他ありましたらお願いします。
委員	今回は手数料を据え置くということですが、市民にＰＲ等をされるのですか。
事務局	市民へのＰＲとしては、鳥取市ＨＰ、ぴょんぴょんネット、もしくは鳥取市報でお知らせをしていきたいと考えています。仮に料金の値上げという場合ですと、市民への影響が大きいため、早くからＰＲに努めていかなければなりませんが、今回は原則、据え置きになりますので、年を明けて、２月または３月号に掲載し

発言者	発言内容
	て、周知を図りたいと考えています。
委員	現行通りということは、現在使っているごみ袋がそのまま使えるということでしょうか。
事務局	そのまま使えます。
会長	特段ご意見、また反対のご意見がないようでしたら、事務局が用意した原案の通りで審議会としてまとめさせていただき、今回の議論を踏まえて最終的な答申を準備していくことでお願いします。 続きまして、②可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）の答申（案）について、ご説明をお願いします。
事務局	（説明）
会長	ありがとうございました。②可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）について、現行据え置きという（案）でしたが、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
委員	特にございません。
会長	特段のご意見がないようでしたら、現行手数料据え置きということでまとめさせていただければと思います。 続きまして、③大型ごみ処理手数料について、ご説明をお願いします。
事務局	（説明）
会長	ありがとうございました。③大型ごみ処理手数料について、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。
委員	内容的にはこの考え方で良いと思います。答申の文面についてですが、『４３品目については手数料を見直すことが適当である』、ということですが、例えば『別添のとおり』とか、『別表のとおり』とか、何か文言がいるのではないかと思います。『（２）理由』の中に『品目ごとの料金算定に必要な現行の「重量」、「規定」、～』ということで、「重量」、「規定」とありますが、第１回目の審議会資料の説明には『重量の整合性』と書いてありました。こうした文章の中で「重量」、「規定」という言葉が単独で出てきた時に、読まれた方がわかるのかなという疑問が生じます。文章だけを読まれた時に内容のどこを見直したのか、わかるような言葉がないのかなと思いましたが、いかがでしょうか。
事務局	一つ目の『１行目の４３品目について』ですが、ご意見のとおり何を示す４３品目かがわかる言葉も必要かと思われますので、文言を整理したいと思います。二つ目の『（２）理由の中』の説明につきましても、これまでご出席された委員の皆様にはわかるかもしれませんが、実際に読まれる市民の方にとってはわかりにくいのではないかというご意見についても、文言を検討したいと思います。
会長	初歩的な質問ですが、『（１）改定時期』についてですが、１、２については、『（１）適用期間　平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までとする。』とありますが、３になりますと『（１）改定時期　平成２７年４月１日が適当である。』となっています。大型ごみ処理手数料については、２年間経ったら検討見直しを行

発言者	発言内容
	うというのではなく、このままずっと変更しない、という意味を匂わしたようになっていると思うのですが、この辺はどうでしょうか。
事務局	大型ごみ処理手数料については、手数料を改定するため、改定時期は平成２７年４月１日が適当であるということから、このような表現をしておりますが、これについても２年間が見直し期間ということから、もう一度整理をしたいと思います。
会長	今回４３品目は実態に合わせて見直しをされたということですが、４３品目以外にもどれくらい扱っているのでしょうか。
事務局	細かい区分けをすると、全体で約３００品目あります。
会長	もし特段に反対意見等がなければ、事務局の（案）に沿った形で審議会としてはまとめていくという形で行きたいと思います。 続きまして、④特定家庭用機器廃棄物処理手数料について、ご説明をお願いします。
事務局	（説明）
会長	ありがとうございました。これについて何かご意見等はございませんか。
委員	この処理については、電器販売会社がしていると思うのですが、改めて市もやるということですよね。答申の中に理由を書いていただいたら、よくわかるのではないでしょうか。
事務局	この特定家庭用機器廃棄物処理手数料については、１回目の審議会でご説明しましたとおり、鳥取市環境審議会の前身である鳥取市清掃審議会の平成１２年度第３回審議会で考え方を説明させていただき、この手数料を設けております。今回は手数料の見直しの答申でございますので、この手数料に係る目的について答申に入れるかどうか検討させてください。
委員	『プラズマ液晶型テレビ』となっていますが、『プラズマ・液晶テレビ』が正しいと思いますので正式な名前でお願いします。
事務局	訂正いたします。
会長	よろしいでしょうか。それでは④特定家庭用機器廃棄物処理手数料について、事務局が用意した答申（案）に対してご意見がありましたので、若干修正を検討していただく形でまとめさせていただきたいと思います。 最後ですが、⑤動物の死体処理手数料について、ご説明をお願いします。
事務局	（説明）
会長	ありがとうございました。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。特段なければ、こういった形でまとめていくということにさせていただきたいと思います。 以上、５つの種類のごみ処理手数料についてご審議いただきました。基本は事務局の方で整理していただいた現行据え置きということになっています。 続いて６番目の附帯意見には、見出しだけあり空欄になっています。これまでご審議いただき、現行据え置きを中心としたものになっておりますが、審議会と

発言者	発言内容
	して何か意見をした方が良いのではないかというものがありましたら、お願いします。
副会長	今回の答申とは外れるかもしれませんが、新可燃物処理場建設により処理場が一つの施設になりますと、現行処理場各４施設の近隣に在住の方がごみを自ら搬入する場合に、非常に遠方になる地域の方が出てきます。考え方によっては、これにより不法投棄が生じる可能性も出てくるのではないでしょうか。このことについて、市として何らかの方法を講じるべきだと思います。
事務局	検討させていただきます。
委員	事務局に留意していただきたいのが、『見直し＝値上げ』と一般的には勘違いされやすいことです。『見直し』という言葉だけを捉えた市民の方が、その辺を勘違いされないように周知の仕方を工夫してほしいです。また、先ほど他の委員の方がおっしゃったように、そもそもこうした理由により手数料をいただいている、ということを含めたＰＲをしていただきたい。ただし、これについては答申の附帯意見に入れるほどではないとは思います。
会長	市民の方々への周知については重要なことですので、市民への周知を丁寧にとか、適切に行ってほしい、ということを附帯意見に入れていただき、実際にはさきほどの意見について、十分に気を配りながら進めていくという形なのかもしれないと思います。 あと、毎回この手数料の際に話題になるのですが、ごみ袋の手数料の収入の使い方について、ごみの減量とか再資源とかの対策に役立つようにうまく使っていただくことを盛り込んでいただけたらと思います。 他にご意見等はありますでしょうか。 本日ご議論いただいたような内容で、事務局の方で最終の答申文の修正をしていただきたいと思います。今後のスケジュールはどうなりますか。
事務局	本日、答申（案）を認めていただき、附帯意見については委員の皆様からいただいた意見を加え、文面を修正した上で、１１月７日に会長、副会長から市長へ答申をしていただけたらと思います。
会長	それでは最終の文面については、会長、副会長にご一任ということでよろしいでしょうか。
委員	一同了承。